

## 中小企業税制 令和 4 年度版

中小企業庁から中小企業が適用できる優遇税制をまとめたパンフレットが公表されました。

[https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei\\_r4.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei_r4.pdf)

最近の傾向として「投資減税」「事業再編」については**事前に国や地方公共団体に計画を提出し認定**を受けなければ優遇税制が適用されない点にご留意ください。

### [法人税の優遇税制]

制度名	要件	青色申告	設備投資	計画認定	事業再編	その他
法人税率の軽減						年 800 万円まで税率 15%
欠損金の繰越控除		必要				10 年間繰越
① 欠損金の繰戻還付		必要				直前 1 年のみ
交際費課税の特例						年 800 万円まで損金算入
中小企業経営強化税制		必要	必要	必要		経営力向上計画
中小企業投資促進税制		必要	必要			特別償却 (30%) 又は税額控除 (7%)
少額減価償却資産の特例		必要	必要			30 万円未満損金算入
② 地域未来投資促進税制			必要	必要		地域経済牽引事業計画
③ 防災・減災投資促進税制		必要	必要	必要		事業継続強化計画等
カーボンニュートラル投資促進税制		必要	必要	必要		産業競争力強化
DX 投資促進税制		必要	必要	必要		産業競争力強化
中小企業技術基盤強化税制		必要				研究開発税制
オープンイノベーション促進税制		必要			必要	スタートアップ企業への投資
賃上げ促進税制						賃上げ 1.5%以上
④事業再編投資損失準備金		必要			必要	経営力向上計画

#### ① 欠損金お繰戻還付

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合に、その事業年度開始の前日 1 年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し既に納付した法人税額から欠損金に相当する部分だけ還付を受けることができます。

## ② 地域未来投資促進税制

海外における生産拠点の集中度が50%以上の製品を製造する場合等の一定の設備投資に対して特別償却又は税額控除が適用することができます。

### [対象設備と優遇税制]

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たすもの	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

### [適用対象]

#### ・都道府県知事の承認

地域の特性を活用し高付加価値の創出、地域の経済的効果が認められること。

#### ・主務大臣の確認

先進的であること。

設備投資額が2,000万円以上で前年度減価償却費の10%以上であること。

対象事業の売上高の伸び率が0%以上かつ過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率を5%以上上回ること。等

## ③ 防災・減災投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者で事業活動の継続に資する事業継続力強化計画等の認定を受けた場合は、一定の設備投資に対し取得価額に対し20%（令和5年4月1日以降取得等は18%）の特別償却が適用できます。

取得価額要件	用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する設備 感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するサーモグラフィ装置
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電装置、キューピクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台、防水シャッター

#### ④ 事業再編投資損失準備金

令和6年3月31日までに経営力向上計画の認可を受けた青色申告書を提出する中小企業が株式取得によって M&A を実施したときは株式等の取得価額の70%以下の金額を準備金として損金の額に算入することができます。

この準備金は5年間据置後に5年間で益金の額に算入します。

#### [相続税・贈与税]

##### 非上場会社の株式に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度

令和9年12月31日までの特例制度です。一定の要件を満たす場合には非上場会社の株式に係る相続税及び贈与税の納税を猶予し、免除することで事業承継を支援します。本制度の適用を受けるためには、令和6年3月31日までに「特例承認計画」の提出が必要です。

#### [固定資産税]

##### 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

太陽光発電設備、風力発電設備等を取得した場合には、3年間、固定資産税の課税標準が一定割合軽減されます。

#### [登録免許税・不動産取得税の特例]

経営力向上計画を策定し、他社から事業承継を行うための M&A による不動産の権利移転に関して登録免許税・不動産取得税が軽減されます。